

(前のページより続き)
特殊法人等
厚生年金基金清算結了・清算人退任
関係
会社その他

三

本号で公布された
法令のあらまし

◇食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(政令第三二二号)(厚生労働省)

食品衛生法等の一部を改正する法律(平成三〇年法律第四六号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成三二年四月一日とすることとした。

政 令

食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成三十年十一月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百二十一号

食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、食品衛生法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第四六号)附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

食品衛生法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成三十一年四月一日とする。

厚生労働大臣 根本 匠
内閣総理大臣 安倍 晋三

省 令

○厚生労働省令第三百二十三号

食品衛生法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第四六号)の一部の施行に伴い、及び食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第二十一条の三第一項の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十一月二十六日

厚生労働大臣 根本 匠

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令
食品衛生法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十三号)の一部を次の表のように改正する。
(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
食品衛生法施行規則	食品衛生法施行規則目次
第一章 食品、添加物、器具及び容器包装 (第一条―第二十条)	第一章 食品、添加物、器具及び容器包装
第二章 監視指導(第二十一条)	第二章及び第三章 削除
第三章 削除	第四章 製品検査
第四章 製品検査(第二十四条―第三十一条)	第五章 輸入の届出
第五章 輸入の届出(第三十二条―第三十条)	第六章 食品衛生検査施設
第六章 食品衛生検査施設(第三十五条―第三十七条)	第七章 登録検査機関
	第八章 営業
	第九章 雑則
	附則
	食品衛生法施行規則

第七章 登録検査機関(第三十八条―第四十七条)

第八章 営業(第四十八条―第七十一条)
第九章 雑則(第七十二条―第七十九条)
附則

第二章 監視指導

第二十一条 法第二十一条の三第一項の広域連携協議会は、地方厚生局の管轄区域ごとに、当該地方厚生局並びに当該地方厚生局の管轄区域内の都道府県、保健所を設置する市及び特別区をその構成員として設ける。

第二十一条から第二十三条まで 削除

第三十一年から第三十二年まで 削除

第三十一年から第三十二年まで 削除

附則

この省令は、食品衛生法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第四十六号) 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成三十一年四月一日)から施行する。

規 則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一〇―四(職員の保健及び安全保持)の一部改正に關し次の人事院規則を制定する。

平成三十年十一月二十六日

人事院総裁 一宮なほみ

人事院規則一〇―四―三〇

人事院規則一〇―四(職員の保健及び安全保持)の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―四(職員の保健及び安全保持)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第六 使用制限のある設備等(第三十一条 条関係) 一〇四十三(略) 四十四 墜落制止用器具 四十五〇五十一(略) 備考(略)	別表第六 使用制限のある設備等(第三十一条 条関係) 一〇四十三(同上) 四十四 安全帯(人事院の定めるものに限る) 四十五〇五十一(同上) 備考(同上)

この規則は、平成三十一年二月一日から施行する。

告 示

○政治資金適正化委員会告示第六十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成三十年十一月二十六日

政治資金適正化委員会委員長 伊藤 鉄男

登録番号 登録年月日 氏名

- 五四九七 三〇、一一、七 岡田 秀一
- 五四九八 三〇、一一、七 田島 光雄
- 五四九九 三〇、一一、七 橋本 泰彦
- 五五〇〇 三〇、一一、七 福場 敬和

○政治資金適正化委員会告示第六十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成三十年十一月二十六日

政治資金適正化委員会委員長 伊藤 鉄男

登録番号 氏名 抹消年月日 抹消事由

- 一二六 村田太一郎 二九、三三一 政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
- 九〇七 杉山 央 三〇、五、一八 政治資金規正法第十九条の二十三第一項第二号
- 一八八七 柿澤 功一 二九、三、三一 政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
- 二四七三 面 泰然 二九、四、一四 政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
- 二〇九五 田中 勝利 三〇、一一、七 本人からの申請

○法務省告示第三百八十九号

商業登記規則(昭和三十九年法務省令第二十三号)第三十三条の八第四項(同令第三十三条の十五第三項及び他の省令において準用する場合を含む。)の規定に基づき、電子認証登記所の登記官が電子署名を行ったものであることを確認するために必要な事項を次のとおり告示する。

平成三十年十一月二十六日

法務大臣 山下 貴司

電子認証登記所の登記官の電子証明書 (自己署名証明書)	電子証明書のハッシュ値 (16進数) (例)
シリアル番号(10進数) : 2018110000000001 主姓名(subject) : 名称(commonName) = Registrar of Tokyo Legal Affairs Bureau 所属名(organizationalUnitName) = Ministry of Justice 組織名(organizationalName) = Japanese Government 国名(countryName) = JP 有効期間(validity) : 西暦2018年11月29日から西暦2022年2月28日まで	A199 0278 6186 990A 320A BA5A 1ACC ACB8 7E96 4378
シリアル番号(10進数) : 2017110000000001 主姓名(subject) : 名称(commonName) = Registrar of Tokyo Legal Affairs Bureau 所属名(organizationalUnitName) = Ministry of Justice 組織名(organizationalName) = Japanese Government 国名(countryName) = JP 有効期間(validity) : 西暦2017年11月29日から西暦2021年2月28日まで	FFBB DBA6 0B9E D1E4 96DA DB81 0A17 7CD0 992C 9A82 2EB6 222C A46C 38AF 82FD 6564
シリアル番号(10進数) : 2017110000000001 主姓名(subject) : 名称(commonName) = Registrar of Tokyo Legal Affairs Bureau 所属名(organizationalUnitName) = Ministry of Justice 組織名(organizationalName) = Japanese Government 国名(countryName) = JP 有効期間(validity) : 西暦2017年11月29日から西暦2021年2月28日まで	D250 2B50 9F57 7447 44AC 8C99 C985 4A49 52F5 4C63
	9CD6 8A78 28FA B458 50DA EA7D D1ED EDIC 5661 BE84 42BF DB91 81E8 5FB8 1E09 2FC4